

第17回滋賀県首長会議の概要

1. 日 時 令和2年10月13日(火) 午後2時～午後4時
2. 場 所 甲良町公民館 2階「多目的ホール」
3. 出席者 知事、各市町長(大津市長、野洲市長欠席)
4. 概 要

持ち越し事項「小中一貫教育の不登校対策への効果について」

【知事説明概要】

- 小中一貫教育の狙いは、系統性、連続性への配慮や、中1ギャップへの効果的な対応である。
- 小中一貫教育の不登校対策への効果としては、文部科学省の平成29年「小中一貫教育の導入状況調査」において、「不登校が減少した」という回答が60%であったという結果があり、不登校対策への効果は一定あると考えられるが、これ以外の客観的な数値データはない。
- 本県の状況として、小中一貫型小学校・中学校、高島学園では、開校以降、小学校6年生から中学校1年生への進学に際して、不登校の増加傾向は見られず、高島市教育委員会からは、一定の効果があるのではないかと報告をいただいている。
- もう一つの小中一貫型小学校・中学校、鳥居本学園においては、市内全域を通学区域とし、また、中学校からの入学を認めているので、彦根市教育委員会からは、効果の検証は難しいとの報告を受けている。
- 義務教育学校である長浜市立余呉小学校、虎姫学園については、ともに開校間もないため、現時点では検証が難しいと長浜市教育委員会から報告を受けている。
- 以上のように、小中一貫教育が不登校対策においてどこまで効果があるかについての明確なデータは得られていないが、義務教育9年間を見通して系統的に指導するなどして、小学校教育と中学校教育を円滑に接続することは、重要な視点である。
- 不登校対策だけでなく、学力向上も含めた教育全般に対する小中一貫教育の効果の検証について、今後、検討していきたい。文部科学省の予算取りにあたり、エビデンスを求められることがあるので、各市町教育委員会においても、お力添えをお願いしたい。

テーマ1 令和時代の湖国総合交通体系の整備について

【湖南市長提案概要】

- 「交通政策基本計画」の改定時期や、「第4次社会資本整備重点計画」の計画期間の終期を迎えるなど、社会資本整備の一環として、国全体の交通政策が議論される時期に差し掛かっているこの時期に、湖国の総合交通体系のあり方について、首長が思いを述べることには、意義があるのではと思い、提案させていただいた。
- 「第5次社会資本整備重点計画」の骨子では、国民生活や社会経済の変化として、自然災

害の質、経済状況、デジタル革命の本格化などが数えられ、重点目標として、「自然災害から国民のいのちと暮らしを守る社会づくり」、「予防保全に基づく持続可能なインフラ管理の実現」、「コンパクトで活力ある魅力的な地域づくり」、「経済の成長力を底上げする基盤の整備による人流・物流の拡大」、「情報技術の利活用・新技術の社会実装によるインフラの価値の発現」、「インフラ空間の多面的・複合的な利活用による生活の質の向上」が掲げられているところ。

- 今後の社会資本整備においては、とりわけストック効果の最大化が重要であり、持続可能なインフラ管理の実施に加え、情報技術・新技術の活用やインフラ空間の多面的・複合的利活用など、新たな視点を追加して新たなストック効果を発現するとされている。
- 交通政策を取り巻く環境変化としては、人口面から見れば、人口減少社会への突入とともに、人口構成が変化してくるということで、交通体系の根本的見直しが求められてくる。
- 総人口の減少により、移動需要全体の縮小だけではなく、生産年齢人口の減少により、通勤通学需要が縮小するとともに、高齢者人口の増加に伴い、近郊移動の需要が増加するなど、これまでと異なる局面を迎える。
- 人口変化は地域ごとに異なるので、中長期的構想を立てるにあたっては、メッシュ別減少率に注意をしていく必要がある。
- 経済面からは、我が国の国際的な競争優位性の低下が著しいばかりでなく、人口減少、さらには所得格差の拡大による内需の縮小が想定され、将来的な物流ネットワークの構築については、戦略的な視点が今後求められてくる。
- 頻発する自然災害に対して、強靱な国土交通インフラとしての整備が求められてくる。とりわけ南海トラフ巨大地震への備えとともに、毎年のように全国各地で被害が生じている風水害、また豪雪では、鉄道・道路インフラに対する破滅的な被害が随所で見られ、復興どころか復旧にすらたどり着けていない。著しい社会資本の老朽化がそれを妨げている。
- 気候変動対策としてパリ協定で定められた温室効果ガスの長期削減目標への対応、国連の持続可能な開発目標に対する貢献、Society5.0 社会を受けた自動運転やドローンによる宅配などのIoT技術、AI技術の活用など、交通政策を取り巻く環境変化の動きは、現在加速化している。地域公共交通活性化再生法等の制度改正も進み、地域公共交通計画（仮称）の作成も努力義務化されてくるところ。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う交通分野への影響として、3密の回避や接触機会の低減、デジタルトランスフォーメーションや省力化、自動化への対応など、需要減少を受けつつ、基礎的ソフトインフラとしての公共交通をどう確保するかは、極めて現代的かつ深刻な課題である。
- 東西交流の結節点であり、古来交易の中心地として発達したこの近江の地においては、近代化後も国道1号、国道8号、東海道本線、名神高速道路、東海道新幹線など、滋賀県を通らなければ、関東、中部地域と近畿地域の経済や文化は発展することができなかった。

こうした地の利を得た滋賀県は、戦後、内陸型工業団地が整備され、ものづくりの一大拠点として人口が倍増し、1人当たり県民所得も我が国平均の地域となった。

- こうした産業を支えるインフラである交通体系については、昭和時代に整備されたままであり、辛うじて新名神高速道路が開通しただけである。道路については、湖西道路の一定の進展を見たものの、国道1号、国道8号のバイパス化が一部進み、また名神名阪連絡道路の計画が芽を出し始めただけである。県域を俯瞰してものづくり県土を効率的効果的に結び、Society5.0時代に即して、冗長化や強靱化した広域道路ネットワークとして構築し直す必要がある。
- 鉄道については、東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅計画が中止となり、北陸新幹線の米原接続がなくなった今、SDGsの観点からもモーターリゼーションに対して鉄道の在り方を見直す必要があり、草津線複線化や近江鉄道の存廃問題、また信楽高原鉄道や湖西線、北陸本線の利便性向上など、地域住民の生活の質を向上させるための鉄道政策の抜本的な見直しが求められる。
- 広域的な人や物の流れは県内で完結するものではなく、中部国際空港、関西国際空港、大阪空港、また名古屋港、四日市港、阪神港、敦賀港、舞鶴港など、中部、阪神、北陸の3方面とのシームレスなつながりによる、国内外への移動が円滑化できるためのインフラとしての側面を見逃すべきではない。
- 乗合バス・タクシー事業の規制緩和を受けた近郊移動手段の確保や、京阪電鉄、リニア新幹線、湖上交通、ドローン宅配なども含め、各市町が自らの地域にとどまる個別的観点からだけではなく、県土全域の広域的な視点から、全国や世界をにらみながら、令和時代に目指すべき道路と鉄道で結ぶ湖国の移動手段の将来構想について、フラットな立場でフリーに協議できればありがたい。
- なお、滋賀県においては、湖国の総合交通政策の在り方を規定する「（仮称）総合交通政策基本条例」の制定をお願いしたい。
- 滋賀県の交通政策については、平成2年の「滋賀県交通ネットワーク構想」から20年以上見直しがされていない。平成25年12月に制定されました『滋賀交通ビジョン』では、制定時の県議会議決での附帯決議に「北陸新幹線敦賀以西ルート決定、リニア中央新幹線全線開業の早期化等、本県の交通を取り巻く状況が大きく変化したときは、本ビジョンの変更その他の必要な措置を講ずること」とされ、米原ルートがなくなったにもかかわらず、その見直しがされていない状況にある。
- 武村県政となった直後の昭和50年度予算で道路予算を大幅に削減したところから、滋賀県の道路事情は全国最低となった。稲葉県政末期から國松県政でびわこ空港計画がとん挫し、人的移動だけでなく、貨物輸送にも利するコミューター航空で他県の後塵を拝することとなった。嘉田県政で東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅計画を契約無視で中止に追い込んだことで、実は鉄道会社だけでなく、民間企業からの信用を失った。今になって道路整備は、徐々に整備が進んできたが、単に遅れが目についたからだとと言える。交通は総合

ネットワークであるので、その時点その時点での知事の決断が滋賀県の交通優位性を削いできたばかりか、他府県にも迷惑を掛けている。

- 急速な高齢化や人口減少、新しい生活様式への対応など、経済・社会情勢が目まぐるしく変化する中で、常に計画に見直しを加えるべく、県議会の責任も求めながら、県が一丸となって次世代の交通政策を構築するために、基本条例の制定は必須である。

【知事説明概要】

- 大きな論点、提案については、問題意識を共有する。滋賀の地の利を今後どのように磨き、そして将来に向けて発展させていくか。滋賀は特に交通で発展してきたので、その力をさらに高めていきたい。
- 本県は、琵琶湖を囲む形で市街地が分布していることから、地域間を連絡する環状道路と、県外等へ交流していくための放射状道路を骨格とした、幹線道路ネットワークの整備を進めている。
- 課題としては、自動車依存率が高い一方で、道路整備率が全国平均を大きく下回っており、各所で渋滞が常態化するなど、サービスレベルは低い状況にある。
- 将来的には、人の流れは公共交通へのシフトを図りつつ、物流は、今後一層高まるであろうニーズに対応する必要がある。今後の道路ネットワーク構想・計画については、本日の議論等も踏まえ、物流、防災の観点からも見直しを行い、おおむね20年間の整備方針として「滋賀県道路整備マスタープラン」の改定を令和3年度に行う予定である。
- 現在の県内鉄道を取り巻く状況としては、大きく3点ある。1点目は、本県でも、今後人口減少と高齢化により、鉄道を利用する利用者数が減少していくと考えられること。2点目は、AIやMa a S、自動運転等による移動技術の導入が急速に進展していること。3点目は北陸新幹線敦賀駅の開業、北梅田駅開業、なにわ筋線の開業、リニア新幹線名古屋駅の開業など、近い将来に大きな広域交通の変革期が到来しているということ。
- 各線区や沿線で取り組むべき課題については、大きく5点ある。1点目は、北陸新幹線敦賀以西の整備を見据えた湖西線の利用促進等の将来展望。2点目は、北陸新幹線敦賀駅開業とリニア中央新幹線名古屋開業を見据えた北陸中京鉄道アクセスの向上。3点目は、草津線の輸送改善。例えば、甲西駅行き違い施設の整備実現のため、利用者増を目指した駅を中心とするまちづくり等の検討。4点目は、現在、近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会で議論を進めている近江鉄道線の活性化と再生。5点目は、公共交通全体を俯瞰すると、鉄道から目的地への移動手段の確保。例えば、バス路線の維持、交通空白地での移動手段の確保をする必要があるが、その際には、県・市町・公共交通事業者の役割分担の明確化や、新たな移動技術の導入などの課題がある。
- 加えて新型コロナウイルス感染症による移動人口の大幅な減少、交通事業者の経営悪化に、どう我々が向き合い、寄り添っていくかも課題になる。
- 道路交通と鉄道ネットワーク、公共交通とを分け、県の課題認識を披歴した。後の議論を

皆さんと一緒にしっかりと行って、方向性を見いだしてまいりたい。

【各市町長発言概要】

- 国道 8 号の老蘇の森から野洲の大篠原までの区間が、いまだ調査区間にも、ルート決定にも至っていない。国交省には、北から南へのルート区間が長くて、さらにそれを延ばすことは現実的でない、1 工事区間としては区間が長すぎる、という考え方があつた。これをどう論破するか、県からの知恵をいただきたい。
- 当町には、駅とまちを結ぶ公共交通はあるが、まちの中を移動する交通手段が存在しない。AI システムにより、各集落から町の中心部の役場まで移動する手段を提供しようと、10 月 1 日から 1 年半の期間で、自動車販売業協会、県、さらには竜王町が一体になって、実験を開始した。
- 県政は二つの大きな失敗をした。一つは、新幹線新駅であり、米原—京都間 68 キロは東海道新幹線の駅間距離で一番長く、かつ沿線にそこそこの市町がありながら、駅がない。実現に向けて、再度動き出さないといけない。近江鉄道が新幹線と並行して走っており、JR とのターミナルにこだわる必要はない。米原駅で乗降する客のほとんどは、北陸に向かう。極端に言えば、米原駅は滋賀県民のための駅ではない。
- もう一つの失敗は、びわこ空港であり、成功していれば、東アジアのハブ空港として、国際貨物輸送に大変大きなメリットがあつた。滋賀の立地が優れているにも拘らず、当時の政治家はステートメントを出さなかつた。政治力の強さが望まれる。
- 琵琶湖の湖上交通を真剣に考えればいいのではないか。ニューヨークのマンハッタン島では、安い料金での水上交通が、日常生活の中に組み込まれている。高島市あるいは大津市北部辺りは、琵琶湖の利用をもっと真剣に考えないといけない。
- 「滋賀の交通ビジョン」は平成 22 年のデータを用いて、平成 25 年 12 月に策定されたものであり、道路整備マスタープランと並行して、見直しを進めていただきたい。
- 三重県にリニアの駅が設置されることを見据え、草津線の複線化に県全体でしっかりと取り組んでいかななくてはならない。
- コロナの影響や職員の減少で、JR 琵琶湖線の最終電車繰り上げが発表された。大阪、京都への通勤圏だということで人口が伸びてきた経過もあり、コロナの後はなんとしても復活すべき。周辺市と連携しながら、JR に要望していきたく、県にもともに取り組んでいただきたい。
- 新幹線の駅は、滋賀発展のために不可欠である。これまでの経過があり、簡単な話ではないが、様々な課題をしっかりと整理しながら、一緒に取り組んでいきたい。
- バス会社がコロナで苦勞する中、しっかりとした支援が必要である。特に堅田駅と守山駅をつなぐ路線は幹線であり、滋賀全体の交通にとって大事であるので、ぜひ支援をお願いしたい。
- 本市では、路線によってはバス停に自転車置き場をつくり、バスと自転車を組み合わせて

- いる。ミクロの視点では、自転車との組み合わせは大変有効である。
- ビジョンをつくるだけでなく、これを計画的に実施して、進捗状況を見守っていくことが必要である。国道8号バイパスは、周辺自治体が広域的に一緒になって頑張ることで、ようやく動いた。毎年、毎年の目標があってしかるべきである。
 - PDCAサイクルというのもあるが、まずはビジョンをしっかりともう一度見直すことがスタートではないか。
 - 国道1号バイパスや、8号バイパスは、国民スポーツ大会が1年延期されても、スケジュールどおり令和5年度完成に向けてお願いしたい。
 - JR深夜便の繰り上げについては、JRに体制を整えてもらい、次またはさらに次のダイヤ改正で、元に戻していただきたい。
 - 当市では11月から、デマンドタクシーでバスのような運行を行う実証実験を始めようと思っている。そういうものへの支援も、県全体として取り組んでいただきたい。
 - 名神名阪連絡道路は、三重県が計画を温め続けてきてくれたからこそ、今ようやく花がなんとか咲きつつある状況である。道路整備マスタープランは、県内だけでは描ききれないところあるので、近隣府県との調整をしっかりと視野に入れて、策定いただきたい。
 - 結局は財政、お金をどうやって獲得してくるかに尽きる。要望のあり方検討も含め、県にはリーダーシップを取って、進めていただきたい。
 - 道路整備マスタープランの改定は、ただ単に県内の道路や鉄道だけでなく、その先にあるビジョンを近隣府県と協議いただき、そのビジョンを実現するためのネットワーク整備という位置付けをしていただければ、県民、市民あるいは町民も理解が深まる。
 - 湖東地域と甲賀地域をつなぐ道は国道307号しかない。広い視点では名神名阪はもちろんだが、事業化検討路線である県道土山蒲生近江八幡線についても、事業化路線としていただきたい。
 - 路線バス廃止の流れがあるので、県全体で方向性を示していただけるとありがたい。
 - 幹線道路網の整備は、市町の首長が語ることも大事だが、国との関係が大いにあり、第一義的に県政がリーダーシップを取ってもらわないと、前へ進まない。
 - 事業者の数は確実に減る一方、交通機関を必要とする高齢者などは増えている。暮らしや通学、生活を快適にする、まちづくりのための交通ビジョンをしっかりと立てていくべき。それが、新幹線駅、リニア、交通道路網の話につながっていく。市町としては、そういった生活に密着した公共交通に、どういう覚悟を持っているか含めて言わないといけない。
 - 平成2年のビジョンは、「県内どこでも1時間で結ぶ」というコンセプトだったと思う。そうした分かりやすいコンセプトで打ち出してもらいたい。
 - 近江鉄道の再生に向けて、5市5町が協力をしながら進めているが、鉄軌道の国予算は限られている。予算確保へ力を合わせて働き掛けをしていかなければならない。
 - 全国には、新幹線の開通を延々と待っている地域が多数あるわけであり、50年前に幹線道路や東海道新幹線が開通した本県は、恵まれた地域である。これら高速鉄道、高速道路

の活用に、我々はもっと知恵を出していく必要がある。

- 人口 79 万人の福井県は、北陸新幹線開通で、概ね 20 キロ圏ごとに 5 つの駅が設置される。50 年前の新幹線駅の在り方と、今の在り方が変わっているかとは感じるが、141 万県民で新幹線駅が一つは、異常である。県政発展のためには、県内に新幹線駅がもう一つ必要であり、県、市長会、町村会の合意のもと、進めていく必要がある。
- 高速道路も名神高速道路、北陸自動車道、新名神高速道路と、日本の大動脈に恵まれた。高速道路が走っているだけでは意味がなく、県内でもスマートインターチェンジ化が進んでいる。これを商業的に利用することで、地域が発展するという効果も出ているので、今後はその活用に知恵を絞っていく必要がある。
- 当町の場合、国道 307 号、308 号は整備されているが、東西の道路が一向に整備されない。全部クランクで、新幹線や橋梁の関係で、高さ制限、幅制限がある。一方、高齢社会のまちであるから、路線バスは大事である。基本となる東西の道路をしっかりと整備し、そのうえで交通の便を高めることを、次の計画で挙げていただきたい。
- 湖東地域においても、特に国道 8 号バイパス整備に向けて、首長が一つになり道路整備の必要性を訴える機運が醸成しつつあるが、さらに進めていくべきである。
- 今年から来年にかけて、国道 8 号米原ルートから南部の方面へ向けたルート決定を進めていただけたらと思う。多賀町から甲良、豊郷、愛荘と、農地、水田を通るルートになるが、車が通る道路だけでは意味がない。道路周辺の活性化のため、特区等により農地規制の緩和がなされるよう、しっかりと県でも進めていただきたい。
- この問題は、各市町の利害が絡む話であり、一つのテーブル上での議論が非常に大事。また、個々の道路や公共交通がネットワークとして効果を発揮するよう、逆算して計画していく必要があることから、今日の議論は非常にありがたかった。
- 琵琶湖上にポンツーンを並べて、空港を造り、湖上交通で結ぶと、騒音問題も含めて解決できるのではないのかなということも考えていた。
- 足元をしっかりとすることも大事だが、遠い将来を見て、夢のある話をしながら、現実その逆算をしていくことは非常に大事である。
- 政治が計画を左右し、民間サイドの予定を崩すと、官民の連携が非常に難しくなる。選挙の公約のみで計画をひっくり返すのではなく、選挙後の熟議で、一つのものにまとめ上げていく行為そのものが、政治として非常に大事である。
- 交通ビジョンは令和 5 年度に見直すということだが、道路整備マスタープランを令和 3 年度に作ってしまうと、道路計画ありきで交通ビジョンを作ることになるので、並行した検討を進めるよう要望しておきたい。

【知事発言概要】

- 総論としては、県がしっかりとリーダーシップ、調整機能を果たすべきだということだと思ふ。これまでなかなか進めてこられなかったプロジェクト等も、知事就任以降、市町長

の皆さんとの対話を重視しながら、国にも掛け合い、多くの御理解をいただきながら、進めてこられた。これは皆様方の御協力のおかげであり、職員も意気を感じて、少しでも前に進めようと頑張っている。これからも力を合わせていきたい。

- 道路は道路、公共交通は公共交通ではなく、総合交通は、それらをしっかりと融合させていくことが必要である。まさに道路整備、公共交通を一体的に考え、市町のまちづくりにも資する取組を展開していきたい。
- このテーマは毎回首長会議のテーマとしてあってもいいのではないかと思う。
- 令和3年度には、道路整備マスタープランの改定と併せて、都市計画の基本方針の策定を進め、令和5年度には、滋賀交通ビジョンを見直す。これと並行して、交通条例の必要性等についても、しっかり市町や住民の皆さんとの議論していきたい。近江鉄道の課題についても、この時期には方向性を見出せるであろうと考えている。
- 来年度に向けて、コロナの影響もあり、相当財政が厳しくなり、大型、新規の事業は、一定の進捗調整、もしくは抑制を図らざるを得ない。先ほど多くの首長からあったように、県としても一緒に国へしっかり要望させていただく。
- 同時に、公共交通維持のための財源を県でもしっかりとつくる議論を始めるべく、県の税制審議会において議論してもらうこととしている。
- 過去を振り返り、あの時はどうだったと言ってもあまり詮のない話だが、これをしっかり教訓にしながら、せつかく進んできたプロジェクトが途中で止まるとか、みんなに期待されていたのにできなかった、というようなことがないようにしたい。
- そのためにも、こういう首長が定期的に顔を合わせて、本音をぶつけ合って議論をし、形作っていくということも必要だと思う。また、ニーズオリエンテッドの視点は相当重要であり、造ったはいいけれど利用者がいないというようなことがないようにしないといけない。近江鉄道の問題でも分かったが、民間任せにしておくと、いつの間にか大変な状況になって跳ね返ってくるということがあるので、日頃から事業者との対話をしっかり進めていきたい。

テーマ2 新型コロナウイルス感染症に関する諸課題

【栗東市提案概要】

- これから先、様々な事業を進める中で、県と市町がいかに連携をするか。翌年度の事業であったり、前に申し上げた備蓄のことであったり、医療との連携であったり、ともに動かないといけないことがたくさんある。こういう形で進めようかというような話を、県から然るべきタイミングでいただけることが一番大事である。
- 後で県から話があるだろうが、感染された方の人権を守る姿勢をいかにつくっていくか。県からの支援をお願いしたい。

【日野町提案概要】

- エッセンシャルワーカーへの検査体制の構築が大事である。高齢福祉関係職員は、不安があっても、検査ができない状況である。世田谷モデルのように全員を対象にするのではない。そういった職種に限定した検査体制を全県的に整備する必要があるのではないか。

【知事提案概要】

- ここに来て第2波も少し落ち着いているが、毎日少しずつ陽性患者の方がいらっしやるので、引き続き注意しながら対応していく。事業者等にはかなり厳しい状況になっている方もいらっしやるので、皆さんと協力しながら、切れ目ない支援対策を講じていきたい。
- 栗東市長のおっしゃった、情報の迅速な伝達に関しては、季節性インフルエンザの予防接種についての県からの情報提供が、議会との関係で、市町によっては少し遅くなってしまったと思う。率直にお詫びする。できるだけ早く、必要な情報をお届けできるようにしたい。
- 日野町から御提起のあった、エッセンシャルワーカーの方々を中心とする検査体制については、県としては、従事者や入所者に発熱があれば、できるだけ早期の対応をしたい。また、陽性の方が出た場合には、無症状者を含めて、従事者、入所者を対象とした一斉の検査を実施するという方針である。また、月末までには、医師会の御協力をいただきながら、地域のかかりつけ医による検査体制、医療体制を整備したい。
- 国から、感染症の分類についての新たな通達が出され、入院対応等についての新たな方針が示され、一部は知事の判断ということであるので、そのあたりの考え方も早急にまとめて、皆様方にお示ししていきたい。
- 県内在住の方、18歳以上、500人を対象に、5月に緊急のウェブアンケートを行ったところ、約23%の方が感染者等への不当な差別、誹謗中傷、いじめ等を見聞きしたことがあるという状況であった。県の人権施策推進課、保健所等への相談からも、人権侵害事例が寄せられている。
- 感染者の発生等に係る情報の公表については、首長会議でもたびたび御議論いただいて、

様々な配慮・対応をしているが、感染予防に必要な情報は公表しつつ、差別等につながらないよう配慮しているところ。

- 具体的には、勤務先等を原則非公表としているほか、感染された方の行動歴について、本人への感染や他の方に感染させる可能性があると思われる行動に絞るなど、公表する情報を精査している。また、個別の発生例と紐づけせずに、感染拡大防止に必要な情報を日報や週報として公表しているところ。
- 県としては、人権に配慮しながら感染拡大防止に必要な情報を公表していると考えているが、より詳細な情報を強く求める声がある場合がある。一方で、情報を公表しないことで、逆に周囲の方に被害が及んでしまう、新たな影響を及ぼしてしまうことある。
- こうした課題の背景には、感染への恐れや不安があると考えられるので、県民の安心につながるよう、正しく必要な情報の発信や、感染された方を社会全体で支える意識づくりが肝要と考えている。
- 感染症についての正しい認識の周知については、広報誌等による周知や、病床の稼働率等の情報の毎日の公表のほか、一般電話相談窓口において、症状がなくてもコロナのことが心配だという方からの相談に対応する中で、どのように感染する疾病であるのか、どうすれば予防できるのかなど、丁寧に説明をしている。県民の皆さんに浸透するように、粘り強く取り組んでいきたい。
- 人権侵害の状況を受け、様々な人権啓発を行ってきた。6月にびわ湖放送のテレビ広告、エフエム滋賀のラジオスポット広告、ユーチューブ動画広告の放送を行ったほか、9月1日発行の県広報誌『滋賀プラスワン』に特集記事の掲載などを行っている。
- 啓発の課題としては、感染者の公表や、感染症に対する正しい認識の周知に加え、自分事として考えられるように、幅広く啓発の効果を高める工夫や、医療従事者等への支援の輪を広げるような情報の発信が必要だと考えている。
- これまでの悩みや取組を踏まえ、啓発内容や方法を工夫しているところ。例えばこれまで起こった人権侵害の事例を踏まえた啓発や、何々をしようという、ポジティブな言い方に変えるというようなことなども、現在行っている。
- 今後は、新たなテレビスポット広告、ラジオスポット広告、ユーチューブ動画広告を実施する予定である、地域のケーブルテレビ局、地域のFM局などにも、これらの素材を無償で提供し、活用を依頼する予定である。児童生徒向けの新しい学習指導資料の作成も行う。
- さらにショッピングセンターでのメモ帳の配布、JR西日本の駅デジタルサイネージ、これら各種啓発素材については、各市町に御活用いただけるように、通知もさせていただいた。広報誌等で既に御活用いただいている自治体もあるが、今後制作する啓発資材についてもぜひ御活用をお願いしたい。
- 人権侵害への対応については、これまでは既存の相談窓口で対応してきたが、9月1日から体制を強化し、公益財団法人滋賀県人権センターと協力して、新型コロナ人権相談ほっとラインを開設するとともに、庁内に人権侵害対応チームを設置して対応した。感染者に

は退院されるときに、新型コロナ人権相談ほっとラインの御案内をしている。

- 相談への対応については、相談内容に応じて、関係機関との連携、例えば弁護士相談を活用した対応なども行っている。相談内容によっては、市町との連携が必要となる場合もあるため、その際には今後とも御協力をお願いしたい。
- 10月7日までの相談受付状況は、9月1日の新型コロナ人権相談ほっとライン開設以降については、庁内の人権侵害対応チームと合わせて11件、延べ16件となっている。8月までの相談と合わせると39件、延べ49件であり、このうち1件は弁護士相談、弁護士紹介につないだものもある。
- 今後の人権侵害相談対応に係る課題としては、相談窓口についての情報が必要な方に届いているか、また侵害事案があったときの救済があらうかと思う。
- 引き続き、例えば法務省との連携、さらなる情報共有の要望を、国に行っているところ。今後も市町とさらに連携しながら、取組をさらに充実させていきたい。
- 3月、4月、5月の取組内容について、県として振り返りを行い、市町をはじめ、各団体から1200件を越える御意見をいただき、今後の対応について冊子として取りまとめた。10年前の新型インフルエンザ対応の教訓が十分生かされていなかったのではとの反省があるので、今後の教訓として皆様と共有させていただきたい。
- 最後に、患者の移送に関して、各消防機関に多大な御協力をいただいていること、この場をお借りして、あらためて深く感謝申し上げる。季節性インフルエンザの蔓延などもあり、また、クラスターの発生等により、保健所の対応能力が逼迫しているときには、医師や保健所職員が同乗できない場合も想定されるので、ぜひ引き続き柔軟な対応についても、御協力を賜るようお願いしたいので、管理者から消防長へもお伝えいただければ幸いである。

【各市町長発言概要】

- 忘年会や新年会のシーズンに向けて、県としては、どう指導されるのか。
- 発熱の場合は、受診の遠慮を求める病院がある一方、特定の時間での受診を求める病院があるなど、違いが出ている。県としては、医師会に対しメッセージを出しているのか。
- マラソン大会や出初め式、成人式など、どの程度の規模の事業であれば、各市町で実施できるのか。
- 感染者情報の公表は、現場でいつも頭を抱え、非常に難しいテーマである。勤務先や学校、利用施設等の名称は、原則非公表とは聞いているが、各公共施設の設置者の責任としてそれで十分かという、非常に悩ましい。公表情報以外のものも一瞬の間に広がっているという現状を見つめながら、感染対策、防止対策を講じていくため、ケース・バイ・ケースで弾力的に対応いただければどうか。
- 当市では、発熱や全身の倦怠感等、御心配な市民には、かかりつけ医や近くの病院にまずは電話で相談をしていただくこととしている。その病院から、発熱外来あるいは抗原検査

の可能な病院を御紹介させていただき、予約制で受診していただく体制を整えている。そして、抗原検査を実施し、万が一、陽性であれば、もう一度、市民病院でPCR検査をすることとしている。そのことで、県の保健所の役割も少し軽減している。

- 10月中に県では、発熱外来を開設していただける医師を手挙げ方式で募集するということが、少し遅いのではないか。期限を区切ることなく、現時点で発熱外来を受けられる医師は、実施していただければいい。
- 問題は、発熱外来を実施する病院名を出すと、一斉に発熱のある方が集中してしまいかねない課題もあるので、十分慎重に対応していただきたい。
- 当市の場合、災害時に濃厚接触者に指定された方専用の避難所をつくっているが、市では、濃厚接触者を明確に把握できていない状況において、どう避難所に誘導すればよいか。他市町の取組事例や県からのアドバイスがあれば大変ありがたい。
- 発熱外来を実施する機関は、名称を公表すれば殺到する一方、公表しなければ分からない。しっかりとした方針を整備していただきたい。
- 県の本庁と保健所の見解が合わないケースも、現場では見受けられる。例えば、PCR検査が必要な患者の搬送について、かかりつけ医が保健所に確認したところ、自力で行ってくださいとのことであったが、当方から本庁に確認したところ、そういう場合は保健所が搬送するとのことであった。第3波も懸念される中、万全の準備をお願いするとともに、いざというときには、県、市のホットラインでしっかり解決していきたい。
- 当市では、「ひこにゃん」を活用して、人権への配慮を啓発している。(ポスターを提示)

【知事発言概要】

- 季節性インフルエンザ流行期に向けた体制整備については、手挙げ方式で応募した医療機関と一括契約を結んで対応する予定であり、地域ごとに必要数を確保できる見通しである。今般、万が一、医療機関が感染により休業となった場合の補償等についても、一定措置した。このことを受けて、現在参加を検討中の医療機関についても、今後、参加意向が示される可能性もある。今月の23日まで意向確認をし、医師会とも丁寧にルール構築をした上で、本格稼働に持っていきたい。
- 発熱外来を実施する医療機関は、公表すれば検査や受信が殺到する一方、公表しなければ分からないということもあろう。医療機関名は公表しない予定であるが、どこに行けば、相談ができるか、しっかりと患者に伝える体制を構築したい。かかりつけの医師に電話した上で検査、受診いただくことを原則としたい。また、このことを市町とも連携しながら、県民へ広報したい。
- 災害時における濃厚接触者の避難については、避難所や避難方法の案内を、市町と連携しながら実施しているようであるが、課題があれば、整理したい。
- 現場や医療機関において、患者の搬送等で行き違いがないように、方針の徹底をしっかりとってきたい。

- 感染者情報の公表内容については、県としての方針はあるものの、設置者としての判断もあろうから、その点まで縛るものではない。ただし、人権への配慮は必要である。
- イベントについては、県の考え方は、換気等の感染対策をしっかりと行った上で、必要なものは開催していただくというものである。個々の忘年会や飲み会までは答えにくいところもあるが、あまり中止、自粛ばかりでもいけないので、対策をした上で、開催する滋賀県でありたい。
- 「ひこにゃん」は相当な訴求力があるので、県の啓発でも使わせていただければありがたい。

以上